

国自整第273号の2  
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長  
(公印省略)

「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第 273 号  
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け、国自整第126号）の一部改正について  
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局長</u></p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">行政処分等の基準</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>①</u> (略) <u>②</u> 行政処分の公表</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局長</u></p> <p style="text-align: center;">自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたので、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日限りで廃止する。</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">行政処分等の基準</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他 <u>①</u> (略) <u>②</u> 行政処分の公表</p>

新	旧
<p><u>道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。</u></p> <p><u>また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。</u></p> <p><u>(3) 公表方法</u></p> <p><u>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</u></p> <p><u>1. 公表する行政処分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>① 自動車特定整備事業の認証の取消</u></li> <li><u>② 自動車特定整備事業の停止</u></li> <li><u>③ 指定自動車整備事業の指定の取消</u></li> <li><u>④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止</u></li> <li><u>⑤ 自動車検査員の解任命令</u></li> <li><u>⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消</u></li> <li><u>⑦ 事業改善命令</u></li> <li><u>⑧ 是正命令措置</u></li> </ul> <p><u>2. 公表する内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>① 処分年月日</u></li> <li><u>② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）</u></li> <li><u>③ 事業者の法人番号（個人を除く。）</u></li> <li><u>④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）</u></li> <li><u>⑤ 行政処分の種類</u></li> <li><u>⑥ 主な違反条項</u></li> <li><u>⑦ 違反行為の概要</u></li> </ul> <p><u>3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>① 公示</u></li> </ul>	<p><u>この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成14年5月14日付け国自整第10号）により公表するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</u> <u>ii 停止処分にあつては、停止処分期間</u></p> <p><u>② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載</u> <u>行政処分年月日より5年間</u></p> <p><u>(4) 地方運輸局間における情報提供</u> <u>地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。</u></p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号）</u></p> <p><u>1 この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</u> <u>2 この通達の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p>別表1～2（略） <u>別紙 下段に記載</u></p>	<p>附則（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表1～2（略） <u>（新設）</u></p>

## 行政処分整備事業者の概況等

運輸局

事業場の 名称及び住所	認証番号	業態別			監査		処分内容			違反条文		
	及び年月日	専 業	デ ィ ー ラ ー	組 合	計 画	特 別	年 月 日	区 分				
	指 定 番 号							指 定	認 証			
	認証番号						処 分  年 月 日 (決 裁 日)	取 消	取 消			
	年月日				年	年		解 任	停 止			
	指定番号				月	月	解 任  年 月 日	解 任	解 任	※氏 名	生年月日	教習修了番号
	年月日				日	日		聴 聞	人	人		
							年 月 日	是 正	改 善			

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他（参考事項）